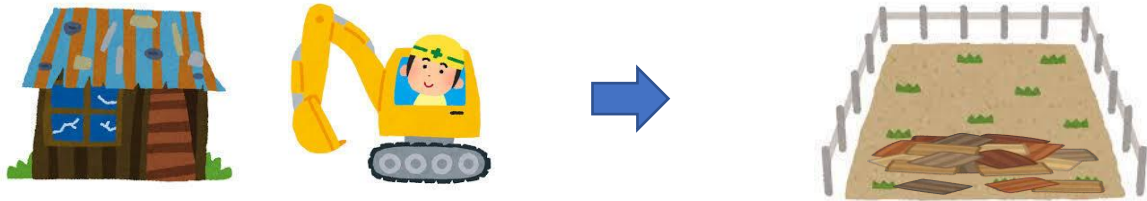


被災された建物を山都町が

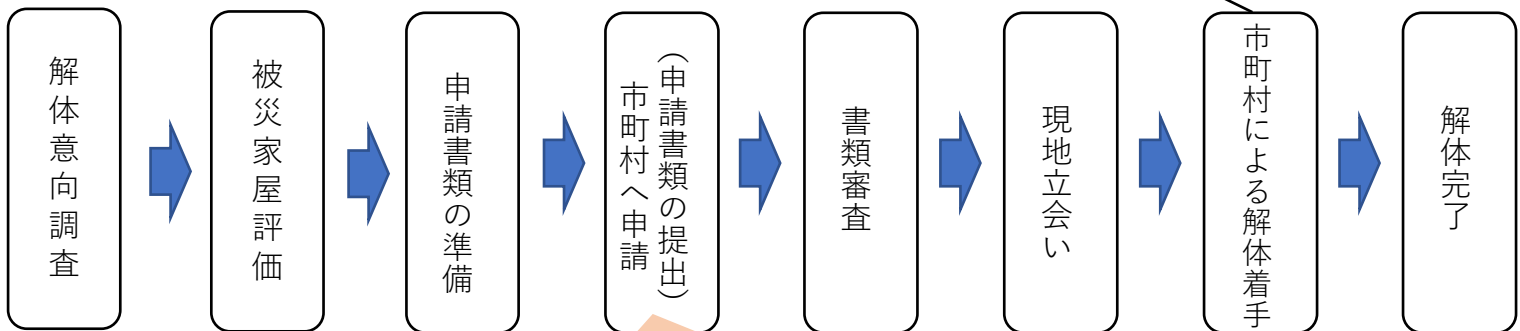
所有者に代わって**解体**する制度を実施します

り災（被災）証明書で「半壊」以上となった被災家屋等（※）の建物について、市町村が所有者に代わって解体・撤去を行う「**公費解体**」という制度があります。（解体・撤去費用について、所有者の負担はありません。）（※）住家のほか倉庫や納屋等も対象になります。



所有者は解体・撤去
費用の負担なし

○公費解体の主な流れ



申請方法や申請窓口・対象範囲に
ついては改めてご案内いたします。

○公費解体意向回答方法

解体を希望される場合は右のQRコードを読み取って、必要事項をご回答ください。
お電話での意向希望も受け付けております。

※希望者すべてが対象となるものではありません（半壊以上）



【お問い合わせ先】

山都町役場 環境水道課

☎ 0967-72-4002

【相談受付時間】

平日 8:30～17:15（12:00～13:00は除く）